

令和4年度

商店街を中心とした課題解決型街づくりのため、 アドバイザーを派遣します！

青森県では、商店街における今後の方針性の検討や課題解決のための新たな取組を創出することにより、商店街を中心とした自発的な街づくり活動を促進し、商店街の活性化を図る団体に対し、アドバイザーを派遣します。

派遣に係る経費負担

予算の範囲内において、アドバイザーの派遣に係る以下経費を県が負担します。

- (1) 謝金（謝金の単価は県の規定による）
- (2) 旅費

※謝金、旅費以外の経費又は資機材の提供等については、街づくり参画団体の負担となります。

謝金、旅費

無料

派遣の対象となる事業

街づくり参画団体が取り組む事業で、以下(1)～(3)の要件を全て満たすものとします。※「街づくり参画団体」については、裏面をご覧ください。

- (1) 商店街のにぎわいの創出に資すること。
- (2) 商店街における今後の方針性の検討や、地域社会の抱える課題を解決するための取組であること。
(地域社会の抱える課題の例：少子高齢化社会対応、街なか観光、若者を呼び込む街づくり、街なか居住、子育て支援、環境・リサイクルなど)
- (3) 商店街が地域コミュニティの担い手となるために、地域住民の需要をとらえながら、今後の可能性を開く要素があること。

派遣するアドバイザーの例

中小企業診断士、販売コンサルタント、Webコンサルタント、グラフィックデザイナー等

●お問い合わせ

青森県商工労働部商工政策課 団体・商業支援グループ

TEL 017-734-9369(直通)

FAX 017-734-8106

E-Mail shoko@pref.aomori.lg.jp

街づくり参画団体とは？

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街団体等であって市町村長が認める団体、商工会、商工会連合会、商工会議所、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、知事が街づくりに関する活動を行う団体と認める特定非営利活動法人、大学、短期大学、高等専門学校、中小企業者、社会福祉法人等

派遣実績

事例①（アドバイザー）中小企業診断士

個店の生き残り策及び個店の連携具体策についての助言・指導

事例②（アドバイザー）会社経営者

地域の企画力向上に向けたプレゼンテーション及び資料作成の質を高めるための指導・助言

事例③（アドバイザー）タウンプロデューサー

まちゼミの開催に向けて店のリポートにつながる講座づくりのコツ等についての助言・指導

受付締切

派遣に要する経費の全体が令和4年度当初予算額に対し満額になり次第、派遣申請の受付を終了します。

交付申請の様式

①以下のホームページにより公募要領等を参照のうえ、所定の様式により派遣申請し、県に提出してください。

青森県庁ホームページ → しごと・産業 → 商工政策 → 青森県の商店街 →

県や国等における支援制度のご案内

(http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/shoutengai_shienseido.html)

②県が申請内容を審査し、アドバイザーを派遣することが適当と認めた場合、申請者やアドバイザーと協議した上で派遣を決定し、申請者に通知します。

③派遣終了後、所定の様式により派遣実績報告書を提出していただきます。